

福井市告示第 2 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり本市の字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 6 条において準用する同法第 5 4 条第 4 項の規定による団体営土地改良事業市ノ瀬第二地区に係る換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

平成 2 1 年 2 月 2 0 日

福井市長 東 村 新 一

次の区域を市ノ瀬町 5 6 字西火打谷に編入する。

町	字	地 番
市ノ瀬町	5 5 字 上火打谷	3 の一部 4 の一部
これらの区域に隣接する道路及び水路である市有地の全部		

次の区域を市ノ瀬町 5 7 字下火打谷に編入する。

町	字	地 番
市ノ瀬町	5 5 字 上火打谷	1 2 3 の一部 4 の一部 5 から 1 0 まで
これらの区域に隣接する道路及び水路である市有地の全部		